

山口県報

平成28年
6月3日
(金曜日)

目 次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
- 保安林予定森林(山口市)(森林整備課) 三
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(道路整備課) 三
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(道路建設課) 四
- 公告
山口県環境影響評価条例の規定に基づく公聴会の開催(環境政策課) 五
- 平成二十八年年度毒物劇物取扱者試験の実施(業務課) 五
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(三件)(商政課) 六
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課) 二
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課) 三
- 公安委告示
警備員指導教育責任者講習の実施 三
- 警備員等の検定の実施 四

山口県告示第七十六号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十八年六月三日から同月二十三日までの

間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十八年六月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 旭酒造株式会社
住 所 岩国市周東町獺越二二六七番地の四
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 旭酒造株式会社
所 在 地 岩国市周東町獺越二二六七番地の四
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (kg/回)	工 事 着 手 予 定 日 月 年	工 事 完 成 予 定 日 月 年	使 用 開 始 予 定 日 月 年	使 用 時 間 間 隔 時 日 当 た り の 使 用 間 隔 変 動 の 概 要
一〇一 二(二基)	二、〇〇〇	平成二八、 六、二四	平成二八、 六、二四	平成二八、 六、二四	連 続 一 八 時 間 変 動 な し

備考 「一〇一」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第十号の飲料製造業の用に供するろ過施設をいう。

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 状 態 の 値		排出水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
〃	七	通 常	通 常	一 一 三
〃	八・六	最 大	最 大	一 六 〇
〃	五・八	通 常	通 常	一 三 三
〃	二五・四	最 大	最 大	一 六 〇
〃	二五・四	通 常	通 常	一 三 三
〃	三〇	最 大	最 大	一 三 三
〃	二五・四	通 常	通 常	一 三 三
〃	三〇	最 大	最 大	一 三 三
〃	三、〇〇〇	通 常	通 常	一 三 三
〃	一七・一	最 大	最 大	一 三 三
〃	二〇	通 常	通 常	一 三 三
〃	二・一	最 大	最 大	一 三 三
〃	二・五	通 常	通 常	一 三 三

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排水処理施設	種 類	項 目		汚 水 等 の 状 態 の 値	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		処理前	処理後		
〃	〃	七	〃	通 常	〃
〃	〃	八・六	〃	最 大	〃
〃	〃	五・八	〃	通 常	九 八
〃	〃	二五・四	〃	最 大	〃
〃	〃	二五・四	〃	通 常	〃
〃	〃	三〇	〃	最 大	〃
〃	〃	二五・四	〃	通 常	〃
〃	〃	三〇	〃	最 大	〃
〃	〃	三、〇〇〇	〃	通 常	〃
〃	〃	一七・一	〃	最 大	〃
〃	〃	二〇	〃	通 常	〃
〃	〃	二・一	〃	最 大	〃
〃	〃	二・五	〃	通 常	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間	一日当たりの使用時間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
〃	通 常	通 常	〃
〃	最 大	最 大	〃
〃	通 常	通 常	〃
〃	最 大	最 大	〃
〃	通 常	通 常	〃
〃	最 大	最 大	〃
〃	通 常	通 常	〃
〃	最 大	最 大	〃
〃	通 常	通 常	〃
〃	最 大	最 大	〃
〃	通 常	通 常	〃
〃	最 大	最 大	〃

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十八年六月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

山口市下小鯖字岡田一六一六の一、字休家一六六五の一、字尾首越一六九四の一、一七〇一の一、一七〇二の二、一七〇一の四、一七〇二、一七〇三の一、一七〇七の

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口市下小鯖字尾首越一七〇一の一・一七〇一の二・一七〇一の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百七十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項の規定により、一般国道四三七号橋りょう補修工事（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十八年六月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 一般国道四三七号橋りょう補修工事（第一工区）

(一) 工事場所 大島郡周防大島町大字小松字瀬戸から柳井市神代字瀬戸山までの間
(二) 工事の概要

工	種	数	量
多柱式鋼管杭補修工			一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十八年六月二日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(一) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(二) 申請書等の提出場所
山口県柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番三号
申請書等の提出期間及び時間
平成二十八年六月六日から同月二十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(三) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を
平成二十八年七月二十二日までに発送する。

(四) その他
この審査についての問合せは、山口県柳井土木建築事務所(電話〇八二〇一三二一〇三九六)にすること。

山口県告示第百七十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、県道岩国大竹線御庄川橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十八年六月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 県道岩国大竹線御庄川橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工)
- (一) 工事場所 岩国市御庄字下向原から同市御庄字西氏までの間
- (二) 工事の概要

構 造	延 長	道 路 幅 員
鋼一径間連続非合成箱桁形式橋りょう	一三六・〇メートル	一一・〇メートル (車道六・五メートル)

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(鋼構造物工事業に係るものに限る。)を受けていること。

3 出資比率が三十八パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十八年六月二日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の鋼橋上部工事の数値が千百以上(県内に主たる営業所又は鋼構造物を製作する工場を有する者にあつては、九百以上)であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼橋上部工事の数値が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県岩国土木建築事務所 岩国市三笠町一丁目一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十八年六月三日から同月二十四日までの午前九時から午後四時三十分まで
経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を
平成二十八年七月二十二日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県岩国土木建築事務所（電話〇八二七―二九一
一五四〇）にすること。



(二二九) 山口県環境影響評価条例の規定に基づく公聴会の開催

山口県環境影響評価条例（平成十年山口県条例第三十七号）第二十条第四項の規定に
より、次のとおり公聴会を開催します。

平成二十八年六月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 日時、場所等

日 時 場 所 収容人員
平成二八、七、七 山口県防府総合庁舎 一〇〇人程度
午後一時三〇分

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 エア・ウオーター&エネルギー・パワー山口株式会社

氏 名 山本 健介

所在地 防府市鐘紡町三番一号

三 対象事業の名称、種類及び規模

名 称 防府バイオマス・石炭混焼発電所設置事業

種 類 発電所の設置

規 模 一―一万二千キロワット

四 対象事業実施区域

防府市鐘紡町及び新築地町

五 公述の申出手続

(一) 公聴会において環境の保全の見地からの意見を述べようとする者は、平成二十八
年六月二十一日までに、氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、

代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号、対象事業の名称並びに意見
の要旨を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を山口市滝町一番一号（郵
便番号七五三―八五〇一）山口県環境生活部環境政策課に提出してください。

(二) 公述申出書を提出した者のうちから、公聴会において意見を述べることができる
者を選定します。

(三) 公聴会の運営を円滑に行うため必要があるときは、意見を述べる時間を制限する
ことがあります。

(四) (一)及び(二)に掲げる場合においては、その旨を公述申出書を提出した者又は公聴会
において意見を述べることができる者に通知します。

六 その他

(一) 公聴会を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けてください。傍聴券は、公
聴会当日、受付で先着順に交付します。

(二) 公聴会に関する問合せは、山口県環境生活部環境政策課（電話〇八三―九三三―
二九三三）にしてください。

(二三〇) 平成二十八年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第八条第一項第三号の毒物劇物
取扱者試験を次のとおり実施します。

平成二十八年六月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

平成二十八年十一月二十七日（日曜日）午前十時から正午まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 受験願書の受付期間

平成二十八年八月一日（月曜日）から同月二十六日（金曜日）まで（郵送の場合
は、八月二十六日までの消印のあるものは、有効とする。）

四 受験願書等の提出先

最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）山口県健康
福祉部薬務課に提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書するこ

- と。
- 五 提出書類
- (一) 受験願書
- (二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの)
- 六 受験手数料
- 一万千六百十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 七 合格者の発表等
- (一) 合格者の発表は、平成二十八年十二月二十日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部薬務課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。
- 八 その他

- (一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を同封すること。
- (二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県健康福祉部薬務課(電話〇八三一九三三三〇一八)にすること。

(三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年六月三日から同年十月三日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年六月三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハイパーモールドメルクス柳井

所在地 柳井市駅南一番一

山口県知事 村岡 嗣 政

- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 名称 住 所 代表者の氏名
- 株式会社ミスターマック 福岡市東区松田一丁目五番七号 平野 能章
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社あさひ製菓	坪野 功	坪野 恒幸

- 四 届出年月日
- 平成二十八年四月二十八日
- 五 変更年月日
- 平成十三年七月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 ハイパーモールドメルクス柳井
- 所在地 柳井市駅南一番一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 名称 住 所 代表者の氏名
- 株式会社ミスターマック 福岡市東区松田一丁目五番七号 平野 能章
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社大創産業	広島県東広島市西条町大字吉行一の六〇四号	広島県東広島市西条市吉行東一丁目四番一

- 四 届出年月日
- 平成二十八年四月二十八日
- 五 変更年月日
- 平成十六年三月一日
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハイパーモールメルクス柳井

所在地 柳井市駅南一番一―号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ミスターマック 住所 福岡市東区松田一丁目五番七号 代表者の氏名 平野 能章

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社マックハウス	変更前 東京都杉並区高円寺南三丁目三番一号	変更後 東京都杉並区梅里一丁目七番七号
---	------------	--------------------------	------------------------

四 届出年月日

平成二十八年四月二十八日

五 変更年月日

平成十六年八月九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハイパーモールメルクス柳井

所在地 柳井市駅南一番一―号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ミスターマック 住所 福岡市東区松田一丁目五番七号 代表者の氏名 平野 能章

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社ミツル	変更前	変更後
--------------------------------------	---------	-----	-----

四 届出年月日

平成二十八年四月二十八日

五 変更年月日

平成十七年八月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハイパーモールメルクス柳井

所在地 柳井市駅南一番一―号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ミスターマック 住所 福岡市東区松田一丁目五番七号 代表者の氏名 平野 能章

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	有限会社ANGEL	栗屋 幸治

四 届出年月日

平成二十八年四月二十八日

五 変更年月日

平成十八年六月二十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハイパーモールメルクス柳井

所在地 柳井市駅南一番一―号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ミスターマック 住所 福岡市東区松田一丁目五番七号 代表者の氏名 平野 能章

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社木阪楽器店	

四 届出年月日

五 平成二十八年四月二十八日
変更年月日
平成十九年一月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハイパーモールメルクス柳井
所在地 柳井市駅南一番一―号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
株式会社ミスターマック 福岡市東区松田一丁目五番七号 平野 能章

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社エトウ	

四 届出年月日

平成二十八年四月二十八日

五 変更年月日

平成二十八年四月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハイパーモールメルクス柳井
所在地 柳井市駅南一番一―号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
株式会社ミスターマック 福岡市東区松田一丁目五番七号 平野 能章

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
大規模小売店舗において小売業者の住所	玖珂郡玖珂町一〇〇	岩国市周東町上久原

四 届出年月日
平成二十八年四月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハイパーモールメルクス柳井
所在地 柳井市駅南一番一―号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
株式会社ミスターマック 福岡市東区松田一丁目五番七号 平野 能章

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称		藤久株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所		一〇〇名古屋市名東区高社一丁目一
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名		後藤 薫徳

四 届出年月日

平成二十八年四月二十八日

五 変更年月日

平成二十一年六月二十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハイパーモールメルクス柳井
所在地 柳井市駅南一番一―号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
株式会社ミスターマック 福岡市東区松田一丁目五番七号 平野 能章

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	株式会社西松屋チエーン
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	大村 禎史

四 届出年月日

平成二十八年四月二十八日

五 変更年月日

平成二十一年七月十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハイパーモールメルクス柳井

所在地 柳井市駅南一番一―号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ミスターマック 住所 福岡市東区松田一丁目五番七号 代表者の氏名 平野 能章

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ミコー食品	沼本 盛衛	松田 清治

四 届出年月日

平成二十八年四月二十八日

五 変更年月日

平成二十一年十一月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハイパーモールメルクス柳井

所在地 柳井市駅南一番一―号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ミスターマック 住所 福岡市東区松田一丁目五番七号 代表者の氏名 平野 能章

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社山本薬局	—

四 届出年月日

平成二十八年四月二十八日

五 変更年月日

平成二十二年二月二十四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハイパーモールメルクス柳井

所在地 柳井市駅南一番一―号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ミスターマック 住所 福岡市東区松田一丁目五番七号 代表者の氏名 平野 能章

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社丸久	—

四 届出年月日

平成二十八年四月二十八日

五 変更年月日

平成二十二年四月十一日

<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 ハイパーモールメルクス柳井 所在地 柳井市駅南一番一―号</p> <p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名称 住 所 株式会社ミスターマック 福岡市東区松田一丁目五番七号 平野 能章</p> <p>三 変更に係る事項の概要</p> <p>四 届出年月日 平成二十八年四月二十八日 変更年月日 平成二十三年五月八日</p> <p>五 変更年月日 平成二十五年五月二十二日</p>	<table border="1"> <tr> <td>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称</td> <td>株式会社山口フジカラー</td> <td>変更前</td> <td>変更後</td> </tr> </table>	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社山口フジカラー	変更前	変更後				
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社山口フジカラー	変更前	変更後						
<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 ハイパーモールメルクス柳井 所在地 柳井市駅南一番一―号</p> <p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名称 住 所 株式会社ミスターマック 福岡市東区松田一丁目五番七号 平野 能章</p> <p>三 変更に係る事項の概要</p> <p>四 届出年月日 平成二十八年四月二十八日 変更年月日 平成二十五年五月二十二日</p> <p>五 変更年月日 平成二十五年五月二十二日</p>	<table border="1"> <tr> <td>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称</td> <td>株式会社マックハウス</td> <td>変更前</td> <td>変更後</td> </tr> <tr> <td>舟橋 浩司</td> <td>白土 孝</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社マックハウス	変更前	変更後	舟橋 浩司	白土 孝		
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社マックハウス	変更前	変更後						
舟橋 浩司	白土 孝								

<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 ハイパーモールメルクス柳井 所在地 柳井市駅南一番一―号</p> <p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名称 住 所 株式会社ミスターマック 福岡市東区松田一丁目五番七号 平野 能章</p> <p>三 変更に係る事項の概要</p> <p>四 届出年月日 平成二十八年四月二十八日 変更年月日 平成二十七年三月二十二日</p> <p>五 変更年月日 平成二十七年三月二十二日</p>	<table border="1"> <tr> <td>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称</td> <td>株式会社三城</td> <td>変更前</td> <td>変更後</td> </tr> </table>	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社三城	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社三城	変更前	変更後		
<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 ハイパーモールメルクス柳井 所在地 柳井市駅南一番一―号</p> <p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名称 住 所 株式会社ミスターマック 福岡市東区松田一丁目五番七号 平野 能章</p> <p>三 変更に係る事項の概要</p> <p>四 届出年月日 平成二十八年四月二十八日 変更年月日 平成二十八年四月二十八日</p> <p>五 変更年月日 平成二十八年四月二十八日</p>	<table border="1"> <tr> <td>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称</td> <td>株式会社上昇</td> <td>変更前</td> <td>変更後</td> </tr> </table>	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社上昇	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社上昇	変更前	変更後		

平成二十七年五月十二日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ハイパーモールメルクス柳井
 所在地 柳井市駅南一番一―号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所
 株式会社ミスターマック 福岡市東区松田一丁目五番七号 平野 能章
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	河村 和子	河村 和子	―
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	田丸 静也	―	田丸 静也
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	―	柳井市柳井一八〇三

- 四 届出年月日
 平成二十八年四月二十八日
- 五 変更年月日
 平成二十七年十月三十一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ハイパーモールメルクス柳井
 所在地 柳井市駅南一番一―号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所
 株式会社ミスターマック 福岡市東区松田一丁目五番七号 平野 能章
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
変更に係る事項	―	―

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

株式会社オカベ

- 四 届出年月日
 平成二十八年四月二十八日
- 五 変更年月日
 平成二十八年二月十五日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ハイパーモールメルクス柳井
 所在地 柳井市駅南一番一―号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所
 株式会社ミスターマック 福岡市東区松田一丁目五番七号 平野 能章
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ファッションクリーニング金井	―

- 四 届出年月日
 平成二十八年四月二十八日
- 五 変更年月日
 平成二十八年四月二十日

(三三三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十八年六月三日から同年十月三日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
 平成二十八年六月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 スーパードラッグコスモス宇部厚南店
所在地 宇部市大字妻崎開作五二〇の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 住 所 代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町三丁目三番二二号 辻田 泰徳
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の 代表者の氏名	変 更 前	変 更 後
佐藤 隆		辻田 泰徳

- 四 届出年月日
平成二十八年五月二十三日
- 五 変更年月日
平成二十八年四月一日

(二三三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十八年六月三日から同年十月三日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。
平成二十八年六月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 スーパードラッグコスモス下松店
所在地 下松市大字末武下四二三の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 住 所 代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町三丁目三番二二号 辻田 泰徳
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の 代表者の氏名	変 更 前	変 更 後
佐藤 隆		辻田 泰徳

- 四 届出年月日
平成二十八年五月二十三日
- 五 変更年月日
平成二十八年四月一日

(二三四) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年六月三日から同年十月三日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。
平成二十八年六月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ハイパーモールメルクス柳井
所在地 柳井市駅南一番一一号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 住 所 代表者の氏名
株式会社ミスターマック 福岡市東区松田一丁目五番七号 平野 能章
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
株式会社ミスターマックス	午前一〇時	午前六時三〇分
株式会社西松屋チエーン	〃	〃
有限会社ANGEL	〃	〃

- 五 届出年月日
平成二十八年四月二十八日
変更年月日
平成二十八年四月二十九日
- 四 届出年月日
平成二十八年四月二十八日
変更年月日
平成二十八年四月二十八日
- 三 変更に係る事項
駐輪場の位置
届出年月日
平成二十八年四月二十八日
変更年月日
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ミスターマック 福岡市東区松田二丁目五番七号
代表者の氏名 平野 能章
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ハイパーモールドメルクス柳井
所在地 柳井市駅南一番一一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社マックハウス	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	株式会社はるやま商事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	株式会社大創産業	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	藤久株式会社	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	田丸 静也	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	株式会社ミコー食品	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	株式会社あさひ製菓	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
来客が駐車場を利用することができる時間帯		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

平成二十八年五月三十日

(二三五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十八年六月三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市潮音町六丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下松市望町三丁目一八番一六号
清水 信夫



山口県公安委員会告示第二十三号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十八年六月三日

山口県公安委員会

- 一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員
(一) 日時

ア 新規取得講習(法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。))第七条第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。))の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。

平成二十八年七月二十七日(水曜日)から同年八月二日(火曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)(午前九時から午後五時三十分まで及び同月三日(水曜日)の午前九時から午後六時二十十分まで

- イ 追加取得講習（講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。）
平成二十八年八月一日（月曜日）及び同月二日（火曜日）の午前九時から午後五時三十分まで並びに同月三日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- （二）場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口（山口県婦人教育文化会館）
- （三）講習を行う警備業務の区分
法第二条第一項第一号に規定する業務（以下「第一号警備業務」という。）
- （四）受講者の定員 三十人
- 二 講習対象者
- （一）新規取得講習
次のいずれかに該当する者であること。
ア 最近五年間に第一号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの
エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に合格した者
オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの
- （二）追加取得講習
第一号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、（一）のアからオまでのいずれかに該当する者
- 三 受講申込書の受付期間
平成二十八年六月十三日（月曜日）から同月十七日（金曜日）まで
ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。
- 四 受講申込書の提出先

- 五 受講申込書の提出方法
山口県内の最寄りの警察署
受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。
- 六 提出書類
- （一）警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第一号によること。）
- （二）二の（一）のイに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第一号警備業務の従事期間に関する証明書（以下「第一号警備業務従事証明書」という。）、
二の（一）のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の（一）のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第一号警備業務従事証明書、二の（一）のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二の（一）のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第一号警備業務従事証明書
- （三）写真（縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。）
- （四）警備員指導教育責任者資格者証等の写し（新規取得講習を受講しようとする者を除く。）
- 七 受講手数料
新規取得講習を受講しようとする者にあつては四万七千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては二万三千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 八 講習の実施の委託
講習は、山口市宮島町五番一三三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。
- 九 その他
この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一〇）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

山口県公安委員会告示第二十四号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十八年六月三日

山口県公安委員会

- 一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員
種 別 級 受検定員
施設警備業務 一級 二十名
 - 二 検定に係る試験の日時及び場所
(一) 学科試験
日 時 平成二十八年九月五日(月曜日)の午前十時から正午まで
場 所 山口市滝町一番一号
山口県警察本部
 - (二) 実技試験
日 時 平成二十八年九月二十六日(月曜日)
場 所 山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク
- 詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。
- 三 受検資格
山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。
(一) 施設警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
(二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
 - 四 検定申請書の受付期間及び時間
平成二十八年七月二十五日(月曜日)から同月二十九日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。
 - 五 検定申請書の提出先
山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署
 - 六 提出書類
(一) 検定申請書

(二) 添付書類

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
 - 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面
 - 3 三の(一)に該当する者にあつては、施設警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書
 - 4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し
 - (二) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚
 - 七 受検手数料
一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
 - 八 受検票の交付
検定申請書を提出した警察署において交付する。
 - 九 その他
(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。
(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。
- 一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員
種 別 級 受検定員
施設警備業務 一級 二十名
 - 二 検定に係る試験の日時及び場所
(一) 学科試験
日 時 平成二十八年九月五日(月曜日)の午前十時から正午まで
場 所 山口市滝町一番一号
山口県警察本部
 - (二) 実技試験
日 時 平成二十八年九月二十九日(木曜日)

場所 山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十八年七月二十五日(月曜日) から同月二十九日(金曜日) までの午前八時

三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この

収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八